

第5期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）	回数	第3回
日時	2016年11月14日（月）	13時30分～	15時30分
会場	スマイルなかの4階 多目的室		
検討内容			
<p>◆会長あいさつ</p> <p>「我が事丸ごと」地域共生社会実現本部で介護保険の見直しと障害福祉との統合の問題が出ている。また、従来障害福祉については厚生労働省の管轄で議論されていたが、10月27日に財務省の財政制度分科会でも議論された。障害福祉関係予算の伸び率は社会保障関係費全体の伸び率の約2倍あり、医療や介護に比べて利用者負担が非常に少ない等の記述がある。また、市区町村がサービスの支給要否を決定するが、サービスが正確に行われているのかと疑問を投げかけている。</p> <p>また、精神保健指定医の不正により89名が資格を取り消されたことが大きな問題となっている。障害当事者に対しより良いサービスが提供できるよう地域との連携等を含めて対応していく。</p> <p>1 相談支援機関会議報告</p> <p>◆相談支援機関会議で抽出し課題となった件について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援機関会議で抽出し課題となった件について十分な議論が行われていないのではないか。 <p>→個別ケア会議開催状況一覧の様式を変更し、新たに相談支援機関会議課題抽出シートを作成した。</p> <p>→いままでの個別ケア会議開催状況一覧の内容欄にその際の取組みについて記載されていたが相談支援機関会議課題抽出シートを使用することで明確になる。全体会での議論につなげていく。</p> <p>◆第29回（8月31日開催）事例総数31件</p> <p>就学中は放課後等デイサービスを利用し夕方まで支援を受けていたが、高等部を卒業後は就労している家族の帰宅時間まで見守りが必要なケースがある。生活介護、就労系サービスを日中に利用し、家族の帰宅までに本来は外出支援である移動支援、行動支援で対応せざるを得ないケースが増加している。</p> <p>個別の移動支援ではなくグループ支援等のサービス提供の仕組みを検討するためには、活動の場や送迎体制の確保の検討が必要となる。</p> <p>《意見交換要旨》</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題の項目の記載で相模原市の事件と類似したケースを発達障害特有の思考や行動特性によるものとするのは偏見、差別、無理解等を助長させる表現と受け取られるのではないかと。 <p>→相談支援事業所から報告された文言をそのまま使用している。状況を再度確認した上で修正等を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> （相模原の事件については、）内容が正確に解明されていない状況にあるため、取扱いには十分注意して欲しい。 <p>2 相談支援部会報告</p> <p>◆第1回相談支援部会議事録の訂正について</p> <p>「障害者権利条約の土台となっている成年後見制度。」を「障害者権利条約の土台となっている成年後見制度否定。」「契約能力がないと判断されると成年後見制度を利用できない」を「契約能力がないと判断されると地域権利擁護制度を利用できない」と訂正した。</p> <p>《意見交換要旨》</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約において成年後見制度は否定的で重要な訂正となる。 			

(様式1)

◆今後の予定について

11月16日の部会開催時に東京都立中野特別支援学校から講師を招き、発達障害の学習会を実施する。来年年1月13日に3部会合同セミナー「はじめの一步」を開催、テーマは「権利擁護とこころの平等」毎日新聞社夕刊編集部長を講師としてお招きし講演と合わせて意見交換も行う。

3 地域生活支援部会報告

◆活動報告について

9月28日に東京コロニーのえはらハイツで今年度第1回目の世話人さん情報交換会を実施した。区内のGHから13名の参加があった。世話人さんが日頃抱えている悩み等を共有し情報交換を行った。

- ・一人仕事の多い世話人さんが悩み等を情報交換できる機会をもつことは良いことである。

◆今後の予定について

「障害者が住みやすい中野を作ろうよ」大家さん向けセミナーPart5を12月12日に開催する。大家さんのメリットとなるGH、アパート経営についての講演である。

- ・最近空き家が増えている中、東京オリンピック、パラリンピックに向けて外国の方々の宿泊施設として利用するという意見が上がっていたが、空き家の所有者もしくは大家さんに声をかけグループホームとして活用できないかと考える。

4 就労支援部会報告

◆今期の検討事項の確認について

- ①一般就労の促進について
- ②障害者理解の促進について
- ③区内障害者就労施設の工賃向上に向けた取組みについて

以上3点を個別課題として挙げ、継続して検討する。

区役所実習後のステップアップの機会を提供する。各通所施設、就労支援センターの役割分担と連携について確認する。区内事業所の利用者の工賃は全体的に向上している。共同受注の問題も再確認し、各事業所での仕事の在り方について所得保障等視点を変えながら検討する。

《意見交換要旨》

- ・区内南部地域に作業所、事業所が集中しており上鷺宮等区内北部地域に作業所、事業所を作ってほしいと区に要望している。特別支援学校の卒業生は毎年いるため、受入施設等の計画を立てて欲しい。
- 就労継続支援B型事業所、生活介護の事業所については特別支援学校の卒業生の人数を見込んで中野5丁目に新たな事業所の建設を予定している。
- 平成27年度から29年度までの第4期障害福祉計画は計画通り推移していると報告されている。
- ・本当に計画通り進んでいるのか、中野5丁目の施設もいつ開所するのか分からない。
- 事業計画に沿って区と協力して地域、障害者団体向け説明会を行い、ほぼ計画通り進んでいる。

5 居宅系事業者連絡会報告

◆研修会の開催について

平成29年1月に研修会を開催する予定である。

6 施設系事業者連絡会報告

(様式1)

◆活動報告について

9月29日に連絡会開催。福祉施設等現場で問題となっているストレスマネジメントについて意見交換を行った。また、事業所間交流研修を随時行っている。

- 規模の大きな法人はストレスチェックを実施している。
- ストレスチェック、リスク管理と合わせて虐待防止のチェックも検討すると良い。
- チェックシートを活用することで個々にストレスがかかっているという判断材料になる。
- 精神的要因による年度途中の離職が多いことが各事業所の課題となっている。
- 学校では教員向けのストレスチェックを行っているのか。

→健康診断と合わせてストレスチェックを行っている。体罰防止のチェックも年2回全職員対象に行っている。

◆今後の予定について

平成29年1月23日にストレスマネジメントをテーマとした研修会を開催する。

7 報告事項

◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

本年4月に施行された障害者差別解消法の中心となるのは障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供であり、その具体例を盛り込んだ対応要領を作成する。

対応要領の内容や作成方法は、国に準ずることが望ましいとされており、基本的な構成は国と同様である。また、昨年策定した「中野区障害者対応基本マニュアル」を資料として区民意見交換会を11月に3回実施済み、その際の意見や質問はホームページで公開する。12月にはパブリック・コメント手続きを実施する。

対応要領の考え方の中で相談体制について記載がある。不当な差別的取扱い等の相談があった場合その検証を行う会議を開催し、必要と認められるときは速やかに是正措置及び再発防止を図る。また、区の取り組みを点検・評価するため、第三者機関を設置する。

対応要領の考え方と留意事項を併せて区の対応要領として定める。

◆中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

区立学校における対応要領の考え方は、区の対応要領と同様であるが、相談窓口を教育委員会事務局子ども教育経営分野に置く等の違いがある。

区立学校における対応要領に係る留意事項では、学校等への入学を拒むこと等差別的取扱いの具体例を挙げている。また、合理的配慮を提供するために、必要な範囲でプライバシーに配慮しつつ対象の幼児、児童及び生徒の障害の状況等を確認する等不当な差別的取扱いにあたらぬ具体例を挙げている。

《意見交換要旨》

- 区役所2階に多目的トイレがある。合理的配慮というのであれば障害のない職員は一般のトイレを利用してほしい。

→障害のない職員等に多目的トイレの使用を控えてほしいとのことである。障害のある方の暮らしに直接影響のあることであり具体的な例として周知していただきたい。

- 対応要領中、相談体制の整備で相談窓口となる健康福祉部福祉推進分野の役割について、全ての場合で相談者に福祉推進分野に来ていただくのか。

→基本的には各部署での対応とする。担当部署と相談者の話がうまく進まない場合、客観的な第三者の視点で福祉推進分野が対応する。

(様式1)

- 対応要領の考え方に記載のある会議体だがどんなタイミングでどんなメンバーで行われるのか。パブリック・コメントを実施する際に詳細を確認しておかないと具体的な見通しが持てないのではないか。
- 不当な差別との申出があった場合等に検証を行う会議体である。その構成は庁内各部数名の管理職(部長級)で組織する予定であり、不当な差別にあたるかと判断した場合、再発防止に向けて是正措置をとる。また、第三者機関は外部の機関であり、弁護士、学識経験者、福祉、教育関係の構成員を検討しており、半年に1、2回ほど、区の取り組みについて点検・評価をいただくことを想定している。
- 国は協議会を設定するのが望ましいとしている。会議体はこの協議会を模したものになるのか。
- 法で求める地域協議会を即座に設置する予定はないが、将来的にはユニバーサルデザイン推進審議会からの意見も踏まえ、障害福祉単独で地域協議会を置くのか、高齢者や外国人も対象にした協議会を置くのか検討している。
- 学校でもまず各幼稚園、小中学校にご相談いただく。
- 原則的に所管の窓口で対応していくとのことだが、たらいまわしにならない様に配慮してほしい。
- 例えば障害をもつ方が通学を希望した学校で、他の保護者から教育に影響が出ると苦情が出た場合説明はどうするのか。
- 公立学校が対象の場合、共生社会というのは当たり前の考え方であり、粘り強く対応していく。対応要領については、区民の皆様にも共通認識を持っていただける様に啓発活動を行い理解を求める。
- パブリック・コメント実施を12月5日区報でお知らせする。その際にご意見を伺いたい。

8 その他

- ◆ 厚生労働省の生活のしづらさなどに関する調査について
厚生労働省の生活のしづらさなどに関する調査は5年に1回行われている。
- ◆ 障害福祉サービスの費用負担について
 - 「我が事丸ごと」地域共生社会実現本部は財務省主導で行われ、障害者にも費用負担が求められている。障害者総合支援法の施行に伴い利用者に負担が生じ、民間の参入も認められた。しかし、障害福祉サービスの給付とその他の保険の給付とは性質が違い、分けて考えなくてはならない。共生社会とはどのような社会を言うのか議論していく必要がある。
 - ひとりひとりが豊かな生活ができないと弱いところまで視点を向けることができないので、国の方策としてしっかりと取り組んでほしい。
- ◆ 中野区社会福祉協議会主催「福祉のお仕事面接相談会」について
10月21日に開催された。事業者、応募者共に多数参加があった。この会を機に職員募集、採用につながった。中野区社会福祉協議会主催の面接相談会ということもあり応募者も安心感を得られた様子である。来年度以降もこの面接相談会を継続してほしい。
 - 福祉の仕事の求人に対して応募者は少ない状況は深刻である。厚生労働省にも実態を把握してほしいが、まずは区内の障害福祉の充実に向けて全力を尽くしていく。
- 情報提供
- ◆ 特別支援学校の児童生徒の交流教育について
中野特別支援学校では近隣の学校の同年代の児童・生徒と相互理解を深めための交流教育を実施している。12月は高等部の生徒と私学の高校生のダンス部との交流を予定している。1月は小学部高学年の児童と近隣校の児童との交流を予定している。公開はしていないが視察ということであれば見学も可能である。

(様式1)

- 市民、区民、地域の皆様に知っていただくことは重要である。交流という場を通して理解を深められるといい。

備考

次回日程 1月24日(火) 13:30~ 中野区役所7階 第8会議室